

(令和3年4月1日(木)版)

## 県立青少年教育施設における基本感染防止対策

### 1. 利用団体をお願いすること

利用団体の指導者は、下記事項を遵守するよう、利用者に指導してください。

#### (1)健康管理をしてください。

- ① 手洗いとうがいをこまめに実施するようにしてください。
- ② 施設内では原則としてマスクを着用するようにしてください。ただし、運動を行う場合等、状況によってはマスクを外してもよい事とします。
- ③ 全ての活動において、間隔を空けて行動するようにしてください。
- ④ 利用1週間前から利用当日まで、利用者全員及び同居人の健康観察を実施し、記録してください。
- ⑤ 入所前に、利用者全員の健康観察を実施し、団体責任者(担当者)を通じて所員に報告してください。
- ⑥ 入所中は、就寝前と起床時に健康観察を実施し、団体責任者(担当者)を通じて所員に報告してください。
- ⑦ 健康観察結果の報告は、各所が定める方法に従ってください。
- ⑧ 入所中に、発熱、咳及びその他風邪等の症状を訴える人が確認された場合は、速やかに報告してください。
- ⑨ 退所後2週間以内に感染症が疑われる体調不良者等が発生した場合は、団体責任者(担当者)を通じて速やかに所に報告してください。

#### (2)衛生対策を実施してください。

- ① 使用する宿泊室や研修室等は、定期的に換気してください。
- ② 活動終了後は、利用者が触れた箇所を消毒してください。
- ③ 原則としてゴミはお持ち帰りください。

#### (3)施設利用者を報告してください。

- ① 施設利用時は、利用予定者全員の氏名と利用の仕方(宿泊・日帰り)が分かる名簿を提出してください。なお、万が一に備え家族等と確実に連絡が取れるようにしておいてください。
- ② 事前打ち合わせ、実地踏査及び施設見学等で来所される場合は事前にご連絡ください。なお、事前に連絡をいただく際は、できる限りとりまとめてご連絡くださるよう、ご協力ください。

#### (4)活動計画を見直してください。

- ① 入退所式等、利用団体の全員が集合しなければならない機会が最小限になるように心掛けてください。
- ② 指導者が翌日の活動等の打ち合わせをしたり、研修生に夜食を取らせたりする際は、換気の良い場所で、互いの間隔を十分に取って、短時間で終わるように心掛けてください。

懇親会及び情報交換会等は中止してください。